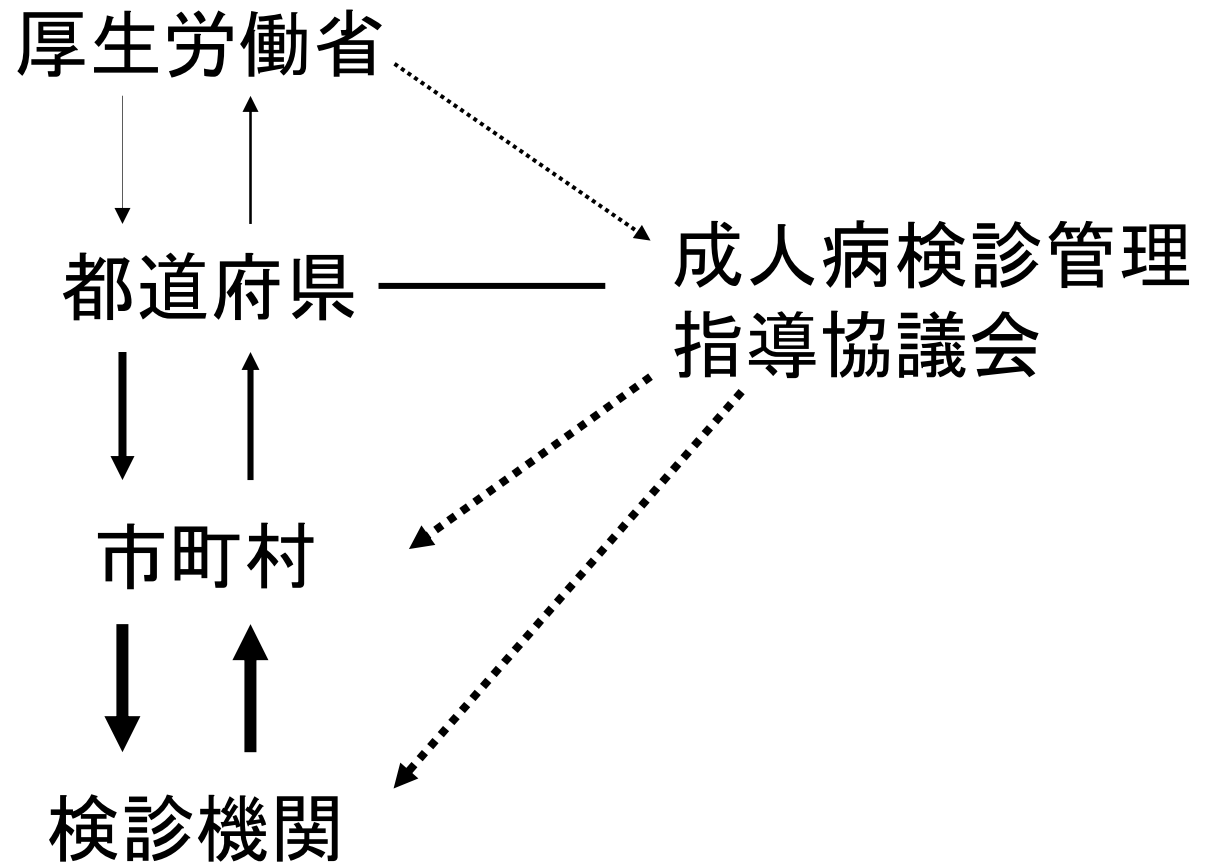


第2回がん検診事業の評価に関する委員会	
---------------------	--

平成19年8月27日	資料6
------------	-----

資料6：国、都道府県、市町村、検診実施機関の役割について

# がん検診精度管理の流れ



# 事業評価(実施マネジメント)一国の役割

- 成人病検診管理指導協議会での活動についての情報提供を受け、国全体及び都道府県別のがん検診事業実施状況についての分析及び評価を行なう。
- 国立がんセンター等の協力の下、がん検診の有効性や事業評価に係る科学的知見の収集を行なう。
- 事業評価が適切に実施できるよう、評価の具体的な実施方法も含めたマニュアル等を策定する。
- 各指標の達成すべき目標値を速やかに設定する。  
自治体間の正確な比較のため対象者数算定法等の標準化を進める。

# 都道府県の役割

- 都道府県内の各市町村及び各検診実施機関の事業評価を行う。
  - 各指標について、以下の検証を行う。
    - 全国数値との比較：都道府県全体としての事業評価
    - 市町村ごとの指標：市町村間での大きな乖離
    - 検診実施機関ごと：大きなばらつきがないか
- 市町村や検診実施機関の間で大きなばらつきが生じている場合 問題の所在を究明
- 精度管理上の問題が認められ、改善が見込まれない検診実施機関に対しては、検診実施機関とは認めない措置を講じる。
  - 説明会や個別指導等を通じて成人病検診管理指導協議会での検討結果を関係者に周知し、改善を求める。
  - 成人病検診管理指導協議会での検討結果を、ホームページに掲載する等の方法により積極的に住民に公表する。

# 市町村の役割

- **がん検診事業の実績を正確に把握し、都道府県に報告**
- **検診実施機関に、実施体制や各種指標の報告を求め、検診実施機関ごとに整理した上で、都道府県に報告する。**
- **受診率や精検受診率の向上のため、対象者に対して事業評価の結果を十分説明し、がん検診の信頼性を高める。**
- **成人病検診管理指導協議会における事業評価の結果を踏まえ、実施体制等を改善する。**
- **がん検診指針に準拠したがん検診が実施されるよう適切な検診実施機関 に委託する。**

乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の手法について—中間報告

厚労省 H17. 2月、「健康診査管理指導等事業実施のための指針」の一部改正について

厚労省 H18. 3 から主旨抜粋

# 検診実施機関の役割

- **検診実施機関**

がん検診指針に沿ってがん検診を適切に実施する。  
検査機器や実施担当者等につき市町村に正確に報告

- **精密検査実施機関・治療実施機関**

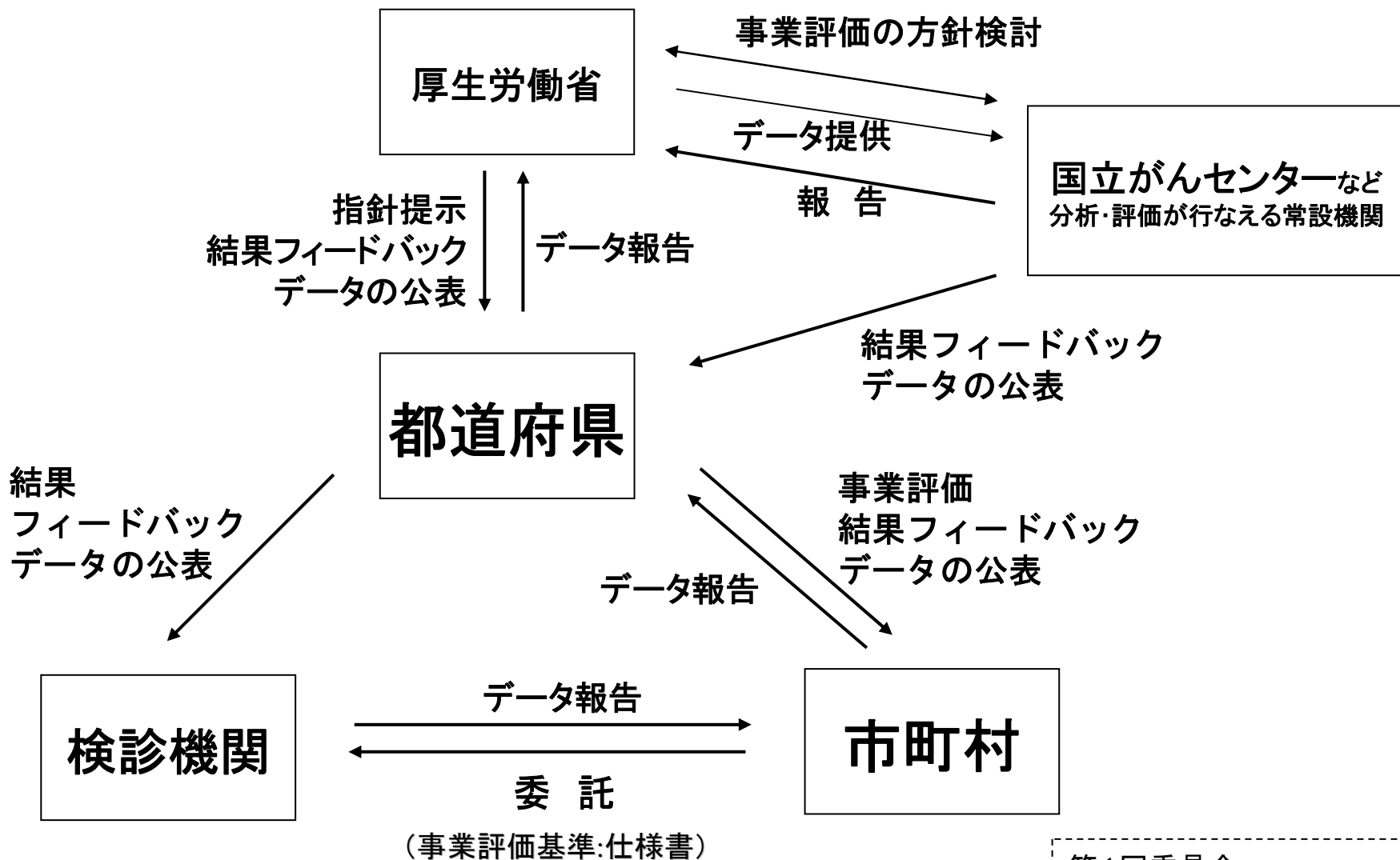
市町村及び検診実施機関の求めに応じ、精密検査の結果等の情報提供を行う。

なお、地方公共団体等への精密検査の結果の情報提供は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」において、必ずしも本人の同意を得る必要はないとされている

乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の手法について—中間報告

厚労省 H17. 2月、「健康診査管理指導等事業実施のための指針」の一部改正について  
厚労省 H18. 3 から主旨抜粋

# がん検診事業評価の役割分担と支援のプラン



第1回委員会

斎藤委員資料一部改変